

# 第18回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月22日（木曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号  
新宿ファーストウエスト3階  
A・B・C会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 決議事項

議 案 剰余金処分の件

## 目 次

■ 招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 計算書類	27
■ 監査報告書	38
■ 株主総会参考書類	42

証券コード 3179  
2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目14番11号  
シュッピン株式会社  
代表取締役社長 CEO 小野尚彦

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.syuppin.co.jp/ir/soukai/>

(上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「第18回定時株主総会」欄にある「第18回定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。)

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シュッピン」または「コード」に当社証券コード「3179」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類

をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2023年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2023年6月22日（木曜日）午前10時<br>（受付開始：午前9時30分）                               |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号<br>新宿ファーストウエスト 3階 A・B・C会議室<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件                      |
| 決 議 事 項<br>議 案  | 剰余金処分の件  |

以 上

<議決権行使について>

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ・インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

#### <電子提供措置について>

- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面をお送りしております。
- ・次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が決まり次第、適切な方法にて株主様へご案内差し上げる予定です。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

#### <本株主総会における新型コロナウイルス等の感染拡大防止について>

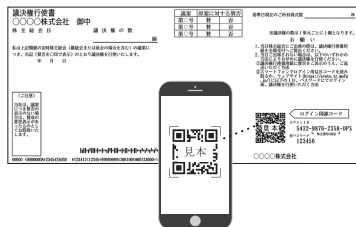
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴い、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となりました。また、本年5月8日から、感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されております。
- ・本株主総会におきましては、原則として、マスクの着用について弊社から指定をすることはございませんが、コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大状況等により、引き続き会場内でのマスク着用にご協力をお願いする場合がございます。
- ・株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は昨年に引き続き中止させていただいております。
- ・開会後に体調がすぐれないようにお見受けする株主様へは運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

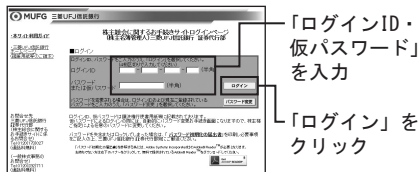


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

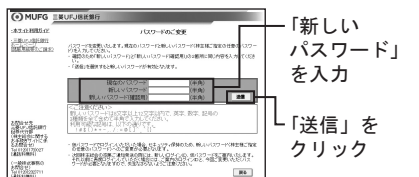
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の政府による対策見直しを受け、経済活動の正常化が進みました。一方、欧州における地政学リスクの長期化や、各国の金融政策による急激な為替、商品価格等の変動等に伴う世界的なインフレの進行などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が置かれていますEコマース市場は、経済産業省の電子商取引に関する市場調査では、2021年の国内小売販売に占める物販系のEC化率は8.78%（注）（前年比0.7ポイント増）と推計され、前年に引き続き増加傾向にあり、商取引の電子化が進展しています。

（注）出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

このような経営環境のもと、当社は「お客様に『価値ある新品と中古品』を安心、安全に取引できるマーケットを創造すること」を方針として、インターネット経由ですべての情報とサービスをお客様に提供してまいりました。

当事業年度におきましては、中長期目標の実現に向けたビジョンとして「4つのシンカ」と「バリューチェーン・シナリオプランニング」を掲げました。この2つのビジョンは、従業員エンゲージメント強化を進めることで、「ムダ・ムリ」をなくしたスリムな経営と、社員の成長とともに会社の成長を目指すというものです。

その一環として行っている「One to Oneマーケティング」では、前事業年度までに導入しましたPhase 4.において、カメラ事業の需給に合わせたタイムリーな買取・販売価格の設定を可能とした「AIMD」、Phase 5.ではカメラ事業部がWeb上に保有する記事コンテンツの中から顧客ごとに適切なものを配信する「AIコンテンツレコメンド」を推し進めました。

さらに、LINE・YouTubeの積極的活用により、お客様の日常の中で一番身近

なスマートフォンを中心とし、LINEではOne to Oneで受け取れるお知らせ機能を導入するなど、更なるシェアの拡大に向けた取り組みを行いました。グローバル展開の取り組みとしてはカメラ事業において、世界最大級のオンラインマーケットプレイス「eBay」を通じた販売を強化した結果、「eBay Japan Awards2022」にて販売実績等の総合的評価トップのセラーに贈られる「Seller of the Year」を獲得するなど、順調な伸長をいたしました。

これらにより、売上高は45,618,523千円（前年同期比5.0%増）となりました。

利益面では、主軸であるカメラ事業は高い売上総利益率を維持したものの、時計事業においてグローバル全体での急激な時計価格の下落に合わせ、販売価格の見直し及び積極的な販売を行ったことと、収益性の低下による商品評価損の計上で、全体での売上総利益率は前事業年度から1.5ポイント低下しました。

販売費及び一般管理費においては、売上高連動の販売促進費やクレジット利用手数料、新たなシステム開発投資に伴う運用費及びE S G経営に向けた投資、そして従業員給与のベースアップによる増加等によって5,290,551千円（同8.1%増）となり、AI活用によるスリムな経営は継続してまいりましたが、売上高販売管理費比率は前事業年度から0.3ポイント増加しました。これらによって、営業利益は2,463,087千円（同21.6%減）、経常利益は2,439,450千円（同23.5%減）、当期純利益は1,697,291千円（同23.1%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### [カメラ事業]

当事業年度のカメラ事業は、AIの積極活用、新たなデジタルチャネルの活用等を通じたマーケティング施策等が功を奏し、堅調な成長を果たしました。前事業年度から取り組んでいる、AIMD、AIコンテンツレコメンドといった「One to Oneマーケティング」が引き続き機能しております。

当事業年度はLINEを活用したマーケティングを強化しました。レコメンド通知をLINEでお届けする機能をリリース、「LINE ID連携×発送買取ポイントプレゼントキャンペーン」等の積極的な販売施策の他、プッシュ通知の配信数をあえて絞り込むことでコンバージョン比率を向上させる等、費用対効果の最大化を図っております。

当事業年度も、カメラメーカー各社から、フルサイズミラーレスカメラを

はじめとする、注目の新製品の発売がありました。第一四半期には半導体不足や中国のロックダウン等の影響を受け、市場全体での品不足の影響を受けたものの、半導体の需給が改善した第二四半期以降は大型新製品が立て続けて販売・流通され、売上高はこれらの需要を着実に取り込むことで伸長致しました。これらによって、セグメント売上高は32,721,422千円（前年同期比17.3%増）となりました。セグメント利益については「AIMD」によって売上総利益率は高水準を維持でき、販売費及び一般管理費の抑制に努めたことで3,810,556千円（同20.8%増）となりました。

#### [時計事業]

当事業年度は、高級時計の価格が国際的に下落したことで、セグメント売上高、利益ともに苦戦しました。

当事業年度においても、前事業年度から引き続き取り組んでいる戦略的商品ラインナップの拡充として、人気ブランド「ROLEX」の買取強化による国内最大級の在庫量確保と、ECサイトでの圧倒的な品揃えに注力致しました。しかしながら、欧州における地政学リスクの長期化や、各国の金融政策による急激な為替、商品価格等の変動等に伴う世界的なインフレの進行等の余波を受け、期中を通じて時計価格は大幅に下落、特に、ROLEX等の人気商品においては30%強の下落となりました。

この影響で、当社においても、利益を確保した価格水準での商品販売が困難な状況となりました。加えて、中国政府による「ゼロコロナ」政策により、免税売上も低調となりました。

このため、12月以降は販売価格を引き下げる事で、在庫水準の削減に努めました。

最終的に、収益性の低下による商品評価損として327,172千円を売上原価に計上しております。

これらを通じて、セグメント売上高は11,603,381千円（前年同期比19.2%減）、セグメント損失は191,347千円（前年同期は1,129,162千円の利益）となりました。

本年1月以降は、政策的な買取施策（ワンプライス アンリミテッド）の一時停止を含めた仕入の抑制や、仕入原価を下回る国内相場に合わせた価格での積極販売等、商品在庫水準の適正化に向けた施策を行いました。なお、本年2月以降の時計価格相場は、緩やかながらも回復の途にあります。



また、当事業年度は、レディースブランドサロン「BRILLER」を強化しております。スマートフォンサイトの検索機能強化、店舗のリニューアルオープン、ブランドジュエリーの取り扱いを開始しました。SNSを中心とした情報発信によって認知度も高まっております。

#### [筆記具事業]

メーカーとの協業によるオリジナル商品の企画・販売については継続実施し、限定品や国内未発売のレアモデルの万年筆等を多数取り揃えるなどで、「KINGDOM NOTE」でしか手に入らない商品ラインナップを充実させ、一方で公式のYouTubeチャンネルを通して筆記具の魅力を広く伝えることにも努めました。買取では価格の見直しを適時行うことで仕入量が増加、あわせて商品化を進め、新着商品のWeb掲載数の増量を行っております。また、店舗では売り場改装を実施して生産性の改善を図りました。

これらにより、セグメント売上高は438,978千円（前年同期比12.2%増）、セグメント利益については38,661千円（同593.2%増）となりました。

#### [自転車事業]

コロナ禍における生活スタイルの変化と健康志向に伴う自転車需要の高まりも一巡した中で、スマホアプリによる日常的な情報発信や自転車専門サイトでの広告宣伝とECサイト上の様々な営業施策、公式のYouTubeチャンネルでは様々なロードバイクの紹介や楽しみ方などを伝えてきました。また、品揃えの拡充を図ったことで完成車やフレーム等の高額品の販売も好調でした。

店舗では世界的に人気が高い日本メーカーのパーツに対する免税需要が高まったことが全体に寄与しており、セグメント売上高は854,740千円（前年同期比7.8%増）となり、セグメント利益については55,749千円（同36.1%増）となりました。

#### (グローバル戦略について)

これまで「Map Camera」として世界最大級のオンラインマーケットプレイス「eBay」へ、「GMT」として「eBay」及び高級腕時計マーケットプレイス「Chrono24」へ出店していましたが、当事業年度は海外向け販売サポートサービスである「Buyee Connect」を導入しております。これにより世界118の国／エリアから、筆記具、ロードバイクを含めた全ての取り扱い商材を販売することが可能となりました。

越境ECにおける売上高はカメラ事業、時計事業、筆記具事業にそれぞれに含まれて計上されており、当事業年度ではカメラ1,719,633千円、時計808,046千円、筆記具1,223千円となっています。

#### 販売チャネル別売上高の状況

販売チャネル	売上高	構成比	前期比
EC	34,964,229千円	76.6%	111.5%
店舗	10,654,293千円	23.4%	88.0%
合計	45,618,523千円	100.0%	105.0%

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は147,508千円であります。その主な内訳は、レディースブランドサロン「BRILLER」店舗開設費用39,212千円、開設に伴うサイト費用18,595千円等であります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、長期借入金として、金融機関より2,300,000千円の資金調達を行いました。

#### (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	34,658,950	33,960,608	43,453,497	45,618,523
経常利益(千円)	1,735,657	1,623,835	3,187,055	2,439,450
当期純利益(千円)	1,193,962	1,067,830	2,207,886	1,697,291
1株当たり当期純利益(円)	50.55	45.19	102.58	81.19
総資産(千円)	12,008,879	12,613,078	14,407,046	15,066,358
純資産(千円)	5,703,999	6,404,666	5,469,597	6,479,488
1株当たり純資産額(円)	241.31	270.82	260.52	307.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第17期期首より収益認識会計基準等を適用しておりますが、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って処理を行っているため、第16期以前に影響額の遡及適用を行っておりません。

### (3) 対処すべき課題

当社が継続的に安定した成長を続けていくためには、当社の強みである各事業における専門性やECに軸を置いたビジネスモデルを活かし、顧客からの信頼やブランドの認知力を向上させ、安心・安全に取引できる環境を提供することにより、収益基盤を高めていく必要があると認識しております。そのための施策として、以下の事項に取り組んでまいります。

#### ① 各事業における専門性の向上

当社の営むカメラ事業、時計事業、筆記具事業、自転車事業ではいずれも専門的な知識が求められる「価値ある商品」を取り扱っております。特に、中古品については、価値ある「財庫」品を確保すること、及び「財庫」の価値を見極める商品知識豊富なエキスパートである「人財」が不可欠と認識しております。専門性を高めるため、各商材ごとに屋号を別々に展開しています。さらに各商材ごとに1店舗のみ運営している実店舗でのリアルなお客様との接点によるスタッフの専門性の向上、接客のノウハウをECサイトに活かすなど、ECとリアルの相乗効果による質の高いサービスの提供を可能とする仕組み作りや、「1カテゴリ=1オフィス」として時計事業、筆記具事業の実店舗とECオフィスを1フロアとし、情報発信機能強化を行い組織体制の整備を進めております。

#### ② ECサイトの信用力（安心・安全）・利便性の向上

今後、さらにECサイトでの販売を継続的に拡充するためには、ECサイトでも、対面取引と同様に顧客が安心して利用できるサービスの提供を目指し、一層の信用力（安心・安全）や利便性の向上を図る必要があると認識しております。この点につきましては、EC買取における新たな仕組み（「ワンプライス買取」、「先取交換」、「買取リピーター」）の導入、スマートフォン対応の販売チャネルの追加、商品検索機能の大幅な改善、EC取引上のセキュリティ強化等によるECサイトの継続的なリニューアルを実施してまいりました。また、EC会員へ向けたログイン後トップページにおいてお客様ごとに様々な情報をお届けする「One to Oneマーケティング」の取り組み、商品掲載画像の増量とコメントの充実、中古商品詳細ページへの動画掲載、商品レビューページ「コミュレビ」の機能向上などに取り組ましました。さらに、フォトシェアリングサイト「EVERYBODY×PHOTOGRAPHER.com」とECサイトを連携し、商品購入後にカメラを楽しんでいただく場を作るとともに、投稿された写真を参考に、撮影に使用された機材を購入していただく新たな循環も構築しております。コロナ禍の状況においても、EC強化のための投資は継続し、前期はWeb上に長年蓄積された情報を最適な形で Recommend 配信する

「AIコンテンツレコメンド」の導入を行いました。今後もさらなる信用力（安心・安全）と利用者向けサービスの強化を続けることで、売上の向上に努めてまいります。

③ 当社及びブランドの認知度の向上、新規Web会員数、アクセス・ページビュー数の増加

当社は事業ごとに以下の屋号を用いて事業展開をしており、当社及び専門店としての各ブランドの認知度を一層高め、新たな利用者（新規Web会員数）を増やしていくことが課題と認識しております。

事業名	屋号
カメラ事業	Map Camera
時計事業	GMT、BRILLER
筆記具事業	KINGDOM NOTE
自転車事業	CROWN GEARS

当社はこれら各ブランドの関連情報サイトから、専門店としての魅力ある商品関連情報を毎日発信しているほか、LINE、YouTube、Facebook等のソーシャルネットワークを活用して愛好家のためのコミュニティの運営や情報発信、さらには、情報アプリを通じて、当社からの情報に加え、国内外のメディアから発信される取扱商材に関連した記事を配信しています。また、2019年12月にBRILLERをオープンさせ、レディースブランドサロンとして、レディース高級腕時計及びブランド品等の魅力がより直感的に伝わるよう商品写真をメインとしたサイトを構築したほか、カメラ事業においてスマートフォン特化型WEBマガジン「StockShot」の発信開始、顧客同士のカメラに関する質問・回答のコミュニケーションによって質の高い情報のやり取りが生まれる「EVERYBODYコンシェルジュ」の追加やショッピングポイントを集められる様々なイベント「ポイントプログラム」への導線改善等を実施しました。更に、Web上に長年蓄積された情報を最適な形でレコメンド配信する「AIコンテンツレコメンド」を導入し、今後も様々な情報の発信を通じて、当社及びブランド認知度の向上、集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、当社ECサイトの新たな利用者を増やしていくことが必要と考えております。

④ 商品在庫の価格変動における対応力の向上

当社商品の市場価格は変動を伴うものとなっており、特に時計事業においては商品単価も高く、時計相場の大幅な下落が発生した場合は、当社業績に大きな影響を与えることがございます。市場の動向に応じて、販売価格、仕入額を適切にコントロールし、経営におけるリスクを低減させるための仕組

みが必要と考えております。あわせて、市場の動向や販売・仕入計画の達成が難しくなることを事前に察知する専門性を高めることに加え、よりデータやシステムを活用した管理が必要と考えております。

**(4) 主要な事業内容**（2023年3月31日現在）

当社は、インターネット取引を主軸とし、中古品の販売と買取及び新品の販売を行っております。

(5) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

本社及び営業所事務所	東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
本社事務所	東京都新宿区西新宿一丁目19番6号
MapCamera 本館	東京都新宿区西新宿一丁目12番5号
G M T（時計）	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号
KINGDOM NOTE（筆記具）	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号
CROWN GEARS（自転車）	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目12番15号

(6) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
226 (36) 名	11名増	37.3歳	7.2年

事業区分	従業員数
カメラ事業	141 (21) 名
時計事業	29 (6) 名
筆記具事業	10 (1) 名
自転車事業	9 (1) 名
全社（共通）	37 (7) 名
合計	226 (36) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,945,983千円
株式会社三井住友銀行	1,672,511
株式会社りそな銀行	712,416

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,392,997株 |
| (3) 株主数      | 22,661名     |
| (4) 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,701,300株	12.84%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,542,300株	12.09%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,190,392株	5.66%
G o l d m a n S a c h s B a n k E u r o p e S E, L u x e m b o u r g B e r l i n	1,092,500株	5.19%
株 式 会 社 エ ム ジ ー	1,060,000株	5.04%
鈴 木 慶	714,990株	3.40%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	690,000株	3.28%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 1 9	535,800株	2.54%
CACEIS BANK/QUITET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	298,500株	1.41%
B B H / S U M I T O M O M I T S U I T R U S T B A N K . L I M I T E D ( L O N D O N B R A N C H ) / S M T T I L / J A P A N S M A L L C A P F U N D C L T A C	236,700株	1.12%

(注) 持株比率は、自己株式2,352,209株を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ① 2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役は付与対象外）に対して、譲渡制限付株式報酬について以下のとおり決議されております。
  - ・譲渡制限付株式報酬の額を年額30,000千円以内と決議されております。
  - ・株式報酬により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年23,000株以内と決議されております。
  - ・退任、退職時の取扱いについては、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得すると決議されております。
  - ・譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間とし、当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと決議されております。
- ② 2022年6月23日開催の第17回定時株主総会において、株式保有を通じて当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役は付与対象外）に対し

て、業績連動型株式報酬について以下のとおり決議しております。

- ・ 譲渡制限付株式報酬の額を年額200,000千円以内と決議しております。
- ・ 退任、退職時の取扱いについては、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得すると決議されております。
- ・ 譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間とし、当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと決議されております。
- ・ 対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、このうち営業利益その他の当社の取締役があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除すると決議されております。

・ 取締役に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く。）	63,089株	3名

(注) 上記のうち、11,200株は譲渡制限付株式報酬に基づく当社株式の交付であり、51,889株は業績連動型株式報酬制度に基づく当社株式の交付であります。



### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2015年5月11日	2016年11月7日
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名	当社取締役（社外取締役を除く） 1名
新株予約権の数	840個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 168,000株 （新株予約権1個につき200株）	当社普通株式 30,000株 （新株予約権1個につき200株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,400円	新株予約権1個当たり 300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,800円 （1株当たり 754円）	新株予約権1個当たり 115,400円 （1株当たり 577円）
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2025年5月27日	自 2017年7月1日 至 2025年5月27日
新株予約権の行使条件	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、下記 (a) 乃至 (e) に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記 (a) 乃至 (e) に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - a) 2016年3月期において経常利益が12億円を超過した場合 行使可能割合：7.5%
  - b) 2016年3月期乃至2017年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が16億円を超過した場合 行使可能割合：17.5%
  - c) 2016年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%
  - d) 2016年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%
  - e) 2016年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、2016年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑦ その他権利行使の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、下記(a)乃至(c)に定める決算期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の経常利益(適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を充たした場合、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - a) 2017年3月期乃至2020年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：37.5%
    - b) 2017年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：67.5%
    - c) 2017年3月期乃至2022年3月期のうち、いずれかの期において経常利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：100%
  - ② 新株予約権者は、2017年3月期乃至2020年3月期のいずれかの期において経常利益が8億円を下回った場合、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降、本新株予約権を行使することができない。
  - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑦ その他権利行使の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度は交付しておりません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員 C E O	小 野 尚 彦	
取 締 役 上席執行役員 CFO C I O	澤 田 龍 志	情報システム本部担当 コーポレート戦略本部長 DX/IT経営推進室 室長
取 締 役 上席執行役員 C O O	齋 藤 仁 志	営業本部長 ESG経営推進室 室長
取 締 役	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所弁護士 株式会社ブラザクリエイト本社取締役 (監査等委員) 株式会社JMC監査役 株式会社クロスフォー監査役 株式会社坪田ラボ監査役
取 締 役	滝ヶ崎 裕 二	公認会計士 株式会社ウィズキャスト代表取締役
取 締 役	草 島 智 咲	株式会社ウィズソフィア代表取締役
常 勤 監 査 役	米 田 康 宏	
監 査 役	畑 尾 和 成	畑尾和成税理士事務所税理士
監 査 役	遠 藤 直 仁	遠藤直仁総合事務所税理士中小企業診断士 株式会社遠藤直仁総合事務所代表取締役 遠藤直仁総合研究所株式会社代表取締役 遠藤直仁&e-partners株式会社代表取締役 e-academy株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏及び草島智咲氏は社外取締役であります。
2. 監査役畑尾和成氏及び遠藤直仁氏は社外監査役であります。
3. 取締役村田真一氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役滝ヶ崎裕二氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役畑尾和成氏は税理士、遠藤直仁氏は税理士・中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役村田真一氏、滝ヶ崎裕二氏、草島智咲氏、監査役畑尾和成氏及び遠藤直仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社間に特別な関係はありません。

当社取締役・監査役のスキルマトリックス

氏名	役職	経営・業界スキル			マネジメント・知識等					
		企業 経営 経験	Web マーケ ティン グ	IT セキュ リティ ー	DX推進	財務 会計 税務	サステ イナビ リティ SDGs	法務・ リスク マネジ メント	内部 統制 ガバナ ンス	人事 人材 開発
小野 尚彦	代表取締役 社長	○	○		○		○			○
澤田 龍志	取締役	○	○	○	○	○				
齋藤 仁志	取締役	○	○				○			○
村田 真一	独立社外 取締役	○						○	○	
滝ヶ崎裕二	独立社外 取締役	○				○			○	
草島 智咲	独立社外 取締役	○	○	○	○					○
米田 康宏	常勤監査役	○						○	○	
畑尾 和成	独立社外 監査役	○				○			○	
遠藤 直仁	独立社外 監査役	○				○		○	○	○

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
芦澤 光二	2022年9月30日	辞任	監査役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、執行役員及び監査役

### ② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償責任や争訟費用等を補償するものです。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする事により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社においては取締役会の委任決議に基づき、2017年4月に設置した「報酬委員会」において取締役の個人別の報酬の内容、基本方針等について決定しております。

基本報酬の決定については、「報酬委員会」にて報酬体系の水準の妥当性及び株式報酬の業績評価について決定しております。

取締役の個人別の報酬につきましては以下のとおり決定しております。

- ・各取締役の個人別の基本報酬としての固定報酬（社外取締役を除く）は、報酬委員会における報酬水準に係る審議を基に、固定報酬及び株式報酬の合計報酬額を最終的に決定し、そのうち85～90パーセントを固定報酬としております。
- ・各取締役（社外取締役を除く）の個人別の株式報酬については、報酬委員会における報酬水準に係る審議を基に、固定報酬及び株式報酬の合計報酬額を最終的に決定し、そのうち10～15パーセントを株式報酬としております。
- ・各取締役（社外取締役を除く）の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブとして、各役員に業績連動報酬として、上記と別枠で譲渡制限付株式

報酬を割り当てます。支給額および対象期間、業績にかかる達成要件については、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会に諮問し、取締役会にて決定致します。

② 役員報酬水準、報酬体系に関する事項

当社の事業活動を担う優秀な人材の確保や動機付けに配慮し、その果たすべき機能・職責に見合う報酬水準とし、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータをもとに、当社の時価総額（年度平均の時価総額）や業態等の職位毎のテーブルをベンチマークとし報酬額を決定しております。

業務執行を担う取締役の報酬については、単年度及び中長期の業績との連動性が高く、持続的な企業価値の向上を重視した報酬体系とし、基本報酬としての固定報酬及び株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成されます。社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみから構成されます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	140,027 ( 13,440)	111,741 ( 13,440)	18,116 (—)	10,170 (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,440 ( 8,640)	19,440 ( 8,640)	—	—	4 (3)

(注) 1. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当事業年度の当社の営業利益は2,463,087千円でした。

2. 株式報酬として取締役に対して株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年11月30日開催の臨時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額30,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。さらに当該譲渡制限付株式報酬とは

別枠で、2022年6月23日開催の第17回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の金銭債権及び金銭の総額は年額200,000千円以内（社外取締役は付与対象外）とし、当社自己株式の処分される普通株式の総数は年200千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社においては取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 小野尚彦、常勤監査役 米田康宏、社外取締役 村田真一、社外取締役 滝ヶ崎裕二、社外取締役 草島智咲で構成される「報酬委員会」において取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

なお、取締役会は、報酬委員会において決定された取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬委員会より、個人別の報酬等の決定内容及び決定プロセスについて報告を受け、当社の役員報酬の方針に沿うものであることを確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び活動状況
取締役 村田真一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 滝ヶ崎裕二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 草島智咲	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。システム開発及び運用における豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 畑尾和成	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。税理士としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 芦澤光二	2022年9月30日に退任するまでに開催された取締役会8回のうち7回、監査役会8回のうち7回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べておりました。
監査役 遠藤直仁	社外監査役就任後開催の取締役会7回のうち6回、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
  - ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
  - ③ 「取締役会規程」において、重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証等の重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
  - ④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
  - ② 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達等は、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「職務権限規程」により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。
  - ② 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
  - ③ コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンス委員会主導のコンプライアンス教育を定期的を実施するとともに、それぞれの所管部署において、必要に応じたモニタリングを実施している。
  - ④ 経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
  - ⑤ 全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にするため「リスクマネジメント規程」を制定し運用している。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っている。
  - ② 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役提供されている。

- ③ 業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に取締役提供されている。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「倫理規程」「コンプライアンス規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
- ② コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属するすべての人が利用できる仕組みを設けている。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在は監査役の職務を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。
- (8) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
- ② 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。

- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「倫理規程」で、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針  
監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（内部監査室）及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。
- (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。原則として月1回開催しており、当事業年度においては年18回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。
  - ② 監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通して、内部統制の整備、運用状況について確認を行っております。また、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的及び随時、情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。
  - ③ 内部監査室が、内部監査計画に基づき各部門への業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
  - ④ 当社は内部通報制度を導入しており、常勤監査役及び社内から独立した内部通報窓口となるホットラインを設け、運用しております。なお、当事業年度において内部通報の実績はありません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,202,714	流動負債	5,640,179
現金及び預金	1,423,525	買掛金	1,374,813
売掛金	2,469,923	短期借入金	1,200,000
商品	8,812,856	1年内返済予定の 長期借入金	1,702,819
前払費用	211,515	未払金	490,881
その他	284,892	未払費用	65,365
固定資産	1,863,644	未払法人税等	280,916
有形固定資産	320,171	契約負債	232,014
建物	304,983	預り金	71,774
工具、器具及び備品	291,883	前受収益	191,598
減価償却累計額	△276,695	その他	29,997
無形固定資産	624,179	固定負債	2,946,690
商標権	7,819	長期借入金	2,903,923
ソフトウェア	352,297	業績連動報酬引当金	4,368
ソフトウェア仮勘定	264,062	株式報酬引当金	2,150
投資その他の資産	919,293	資産除去債務	36,248
関係会社株式	77,808	負債合計	8,586,869
差入敷金保証金	458,146	(純資産の部)	
長期前払費用	81,275	株主資本	6,477,022
繰延税金資産	296,067	資本金	535,262
その他	5,996	資本剰余金	435,262
		資本準備金	435,262
		利益剰余金	7,982,423
		その他利益剰余金	7,982,423
		繰越利益剰余金	7,982,423
		自己株式	△2,475,926
		新株予約権	2,466
		純資産合計	6,479,488
資産合計	15,066,358	負債純資産合計	15,066,358

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,618,523
売 上 原 価		37,864,884
売 上 総 利 益		7,753,639
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,290,551
営 業 利 益		2,463,087
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 手 数 料	117	
還 付 加 算 金	212	
受 取 保 険 金	2,707	
為 替 差 益	12,796	
そ の 他	3,777	19,626
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,031	
盗 難 等 損 失	7,323	
そ の 他	11,907	43,263
経 常 利 益		2,439,450
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,097	11,097
税 引 前 当 期 純 利 益		2,428,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	777,388	
法 人 税 等 調 整 額	△46,327	731,061
当 期 純 利 益		1,697,291

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	528,262	428,262	428,262	7,573,770	7,573,770
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,000	7,000	7,000		
剰 余 金 の 配 当				△587,392	△587,392
当 期 純 利 益				1,697,291	1,697,291
自己株式の取得					
自己株式の処分				△68,259	△68,259
自己株式の消却				△632,985	△632,985
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	7,000	7,000	7,000	408,653	408,653
当 期 末 残 高	535,262	435,262	435,262	7,982,423	7,982,423

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△3,065,086	5,465,209	4,388	5,469,597
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		14,000		14,000
剰 余 金 の 配 当		△587,392		△587,392
当 期 純 利 益		1,697,291		1,697,291
自己株式の取得	△420,000	△420,000		△420,000
自己株式の処分	376,174	307,914		307,914
自己株式の消却	632,985	-		-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△1,922	△1,922
事業年度中の変動額合計	589,159	1,011,813	△1,922	1,009,891
当 期 末 残 高	△2,475,926	6,477,022	2,466	6,479,488

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

商品（新品） 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品（中古） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～36年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

##### ① 商品の販売

当社は国内での店舗販売及び海外も含めたECサイトを通じた商品の販売を行っております。

商品の販売については原則として商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

ECサイトを通じた商品の販売の内、国内向けの販売については出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

##### ② カスタマーロイヤリティプログラム(ポイント制)

当社は商品販売時、買取時、キャンペーンやコンテスト等のイベント時に自社ポイントを付与しております。

この内、商品販売時に付与されるポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分しております。

履行義務の充足時点については、顧客がポイントを使用する事により財又はサービスが顧客に移転する時、あるいは使用期限を超過したことでポイントが失効する時に収益を認識しております。

##### ③ 安心サービス補償

当社の安心サービス補償は顧客が商品の購入時に追加のサービス料を支払うことにより、商品補償を提供するサービスとなっており、当該補償は商品の購入に付随して発生しますが、安心サービス補償へ加入するか否かは顧客の自由意思によるものであるため、独立したオプションとし

て履行義務を認識しております。取引価格の履行義務への配分に関しては、補償対象である商品に一定の掛率を乗じて算定されるため、直接観察可能な取引価格として配分を行っております。

安心サービス補償の提供については、履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、補償期間が契約上定められている事、全損の場合にはその時点をもって補償終了となる事から、契約期間にわたって収益を認識し、全損時には残余期間分に対して一括で収益の認識をしております。

なお、当該補償サービスは保険会社が提供している保険スキームがないと成り立たない点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるよう手配する履行義務であると判断し、代理人取引として純額で収益を認識しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 業績連動報酬引当金

業績連動型株式報酬制度に基づく当社の取締役及び執行役員への金銭の交付に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

##### ② 株式報酬引当金

譲渡制限株式ユニット付与制度に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。

#### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役に支給した報酬等については、対象の勤務期間にわたって費用処理しております。



## 2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	8,812,856 千円
商品評価損	348,436 千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品は、四半期ごとに帳簿価額と正味売却価額との比較を行い、帳簿価額が正味売却価額を上回っている場合、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額と正味売却価額との差額を当事業年度の商品評価損として処理しております。

正味売却価額は事業年度末において見込まれる将来販売時点の売価から見積販売直接経費を控除することにより算定しております。

当該見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しておりますが、将来の経済条件の変動などによって実際の販売価格が事業年度末において見込まれる将来販売時点の売価から乖離した場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債務	23,564千円
--------	----------

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(支出分)	210,172千円
-----------	-----------

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末の株式数
普通株式	23,981千株	11千株	600千株	23,392千株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数増加の11千株は、譲渡制限付株式報酬に係る増資によるものであります。  
 2. 普通株式の発行済株式数減少の600千株は、自己株式の消却によるものであります。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,003千株	305千株	956千株	2,352千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加305千株は、自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により取得したものが300千株、業績連動型株式報酬制度に基づき無償取得したものが5千株であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少956千株は、自己株式の消却によるものが600千株、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の交付が284千株、業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の交付が72千株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	587,392	28	2022年3月31日	2022年6月24日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	631,223	30	2023年3月31日	2023年6月23日

### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

#### 第2回新株予約権

普通株式

330,000株

#### 第3回新株予約権

普通株式

104,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入敷金保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に中古商品在庫・設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社所定の手続に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを履行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、関係会社株式（貸借対照表計上額77,808千円）は市場価格のない株式等に該当するため、下記表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入敷金保証金	458,146千円	458,146千円	0千円
資 産 計	458,146	458,146	0
長期借入金（1年内返済予定を含む）	4,606,742	4,604,865	△1,876
負 債 計	4,606,742	4,604,865	△1,876

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入敷金保証金	-千円	458,146千円	-千円	458,146千円
資 産 計	-	458,146	-	458,146
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	4,604,865	-	4,604,865
負 債 計	-	4,604,865	-	4,604,865

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入敷金保証金

時価は、個別の契約期間に応じた、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
契約負債	70,984千円
業績賞与	99,688千円
未払事業税	17,704千円
商品評価損	87,607千円
資産除去債務	11,099千円
その他	18,050千円
繰延税金資産合計	305,134千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,067千円
繰延税金負債合計	9,067千円
繰延税金資産の純額	296,067千円

## 8. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	小野尚彦	被所有 直接 0.34	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使(注)	168,896	—	—
役員及びその近親者	澤田龍志	被所有 直接 0.23	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)	22,620	—	—

(注) 2015年5月11日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	損益計算書 計上額
	カメラ事業	時計事業	筆記具事業	自転車事業	計		
EC	28,228,241	5,854,927	337,054	544,006	34,964,229	—	—
店舗	4,493,181	5,748,454	101,924	310,734	10,654,293	—	—
顧客との契約から生じる収益	32,721,422	11,603,381	438,978	854,740	45,618,523	—	45,618,523
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	32,721,422	11,603,381	438,978	854,740	45,618,523	—	45,618,523

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	244,074 千円	232,014 千円
前受収益	125,861	191,598

(注) 当期首残高における契約負債のうち、当事業年度において収益に認識した金額は163,128千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

2023年3月31日現在、当社が認識している履行義務の残存価格は423,612千円となっております。当該履行義務について、カスタマーロイヤリティプログラム(ポイント制)にかかる契約負債232,014千円に関しては2年以内に収益を認識する事を見込んでおり、安心サービス補償にかかる履行義務191,598千円に関しては契約期間にわたって収益を認識する事から当事業年度末後1か月から60か月の間で収益を認識する事を見込んでおります。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	307円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円19銭

### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

シュッピン株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖	聡	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有久	衛	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シュッピン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

シュッピン株式会社 監査役会  
常勤監査役 米田 康宏 ⑩  
社外監査役 畑尾 和成 ⑩  
社外監査役 遠藤 直仁 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開及び内部留保を総合的に勘案した上で、25～35%の配当性向を当面の基準とし、将来的にはさらなる積極的な利益還元を行う方針であります。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりとしたいと存じます。

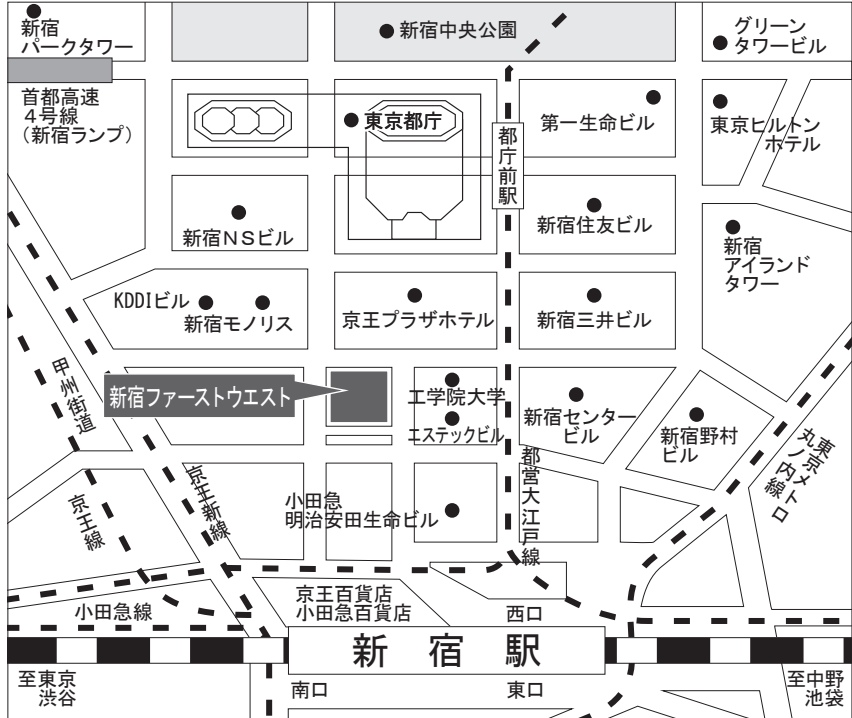
#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円  
配当総額631,223,640円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月23日といたしたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目23番7号  
新宿ファーストウエスト3階 A・B・C会議室  
当日のお問合せ先 TEL 03-3342-0088（本社）



## 最寄り駅…

JR線／東京メトロ 丸ノ内線／京王線／小田急線／都営新宿線／都営大江戸線

新宿駅下車 徒歩約5分

都営大江戸線

都庁前駅下車 徒歩約3分